課題分析標準項目について(一部抜粋)

資料３

Ⅰ.　基本的な考え方

　介護サービス計画作成の前提となる課題分析については、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、要介護者等の有する課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならない。

　この課題分析の方式については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「基準解釈通知」という。）第2の3（運営に関する基準）の（7）③において、別途通知するところによるものとしているところであるが、当該「基準解釈通知」の趣旨に基づき、個別の課題分析手法について「本標準課題分析項目」を具備することをもって、それに代えることとするものである。

Ⅱ.　課題分析標準項目（別添）

基本情報に関する項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 標準項目名 | 項目の主な内容（例） |
| 1 | 基本情報  （受付、利用者等基本情報） | 居宅サービス計画作成についての利用者受付情報（受付日時、受付対応者、受付方法等）、利用者の基本情報（氏名、性別、生年月日、住所・電話番号等の連絡先）、利用者以外の家族等の基本情報について記載する項目 |
| 2 | 生活状況 | 利用者の現在の生活状況、生活歴等について記載する項目 |
| 3 | 利用者の被保険者情報 | 利用者の被保険者情報（介護保険、医療保険、生活保護、身体障害者手帳の有無等）について記載する項目 |
| 4 | 現在利用しているサービスの状況 | 介護保険給付の内外を問わず、利用者が現在受けているサービスの状況について記載する項目 |
| 5 | 障害高齢者の日常生活自立度 | 障害高齢者の日常生活自立度について記載する項目 |
| 6 | 認知症高齢者の日常生活自立度 | 認知症高齢者の日常生活自立度について記載する項目 |
| 7 | 主訴 | 利用者及びその家族の主訴や要望について記載する項目 |
| 8 | 認定情報 | 利用者の認定結果（要介護状態区分、審査会の意見、支給限度額等）について記載する項目 |
| 9 | 課題分析（アセスメント）理由 | 当該課題分析（アセスメント）の理由（初回、定期、退院退所時等）について記載する項目 |

課題分析（アセスメント）に関する項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 標準項目名 | 項目の主な内容（例） |
| 10 | 健康状態 | 利用者の健康状態（既往歴、主傷病、症状、痛み等）について記載する項目 |
| 11 | ADL | ADL（寝返り、起きあがり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等）に関する項目 |
| 12 | IADL | IADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する項目 |
| 13 | 認知 | 日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目 |
| 14 | コミュニケーション能力 | 意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目 |
| 15 | 社会との関わり | 社会との関わり(社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等) に関する項目 |
| 16 | 排尿・排便 | 失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目 |
| 17 | じょく瘡・皮膚の問題 | じょく瘡の程度、皮膚の清潔状況等に関する項目 |
| 18 | 口腔衛生 | 歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目 |
| 19 | 食事摂取 | 食事摂取（栄養、食事回数、水分量等）に関する項目 |
| 20 | 問題行動 | 問題行動（暴言暴行、徘徊、介護の抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等）に関する項目 |
| 21 | 介護力 | 利用者の介護力（介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等）に関する項目 |
| 22 | 居住環境 | 住宅改修の必要性、危険個所等の現在の居住環境について記載する項目 |
| 23 | 特別な状況 | 特別な状況（虐待、ターミナルケア等）に関する項目 |